平成２９年（フ）第６２４号
宮城県多賀城市高崎１丁目14番34号
債務者　小林　正男
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６２５号
宮城県多賀城市高崎１丁目14番34号
債務者　小林　千夏
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６５１号
宮城県名取市大手町１丁目14番地の１　セジュールＫ102号、従前の住所宮城県名取市愛島台２丁目10番地の33
債務者　竹田　智子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
茨城県つくば市吾妻４丁目18番地４　学園紫峰荘105号
債務者　土田　　尚
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３６３号
新潟市東区新松崎１丁目９番12号　ビアンニュー松崎106
債務者　田村かよ子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６４号
新潟市中央区弁天橋通１丁目25番17号　コーポアンデス102号
債務者　齋藤　　靖
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７２号
新潟市東区中野山６丁目33番14号
債務者　鈴木さち子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７３号
新潟市東区中野山６丁目33番14号
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７４号
新潟市江南区茜ケ丘14番38号　メゾネットしをんＢ－６、前住所新潟県新発田市住吉町４丁目14番19号
債務者　中村　智成
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７６号
新潟市秋葉区金沢町４丁目３番12号　岡田方、住民票上の住所新潟市東区大形本町２丁目２番22号　サンハイツⅢ101号
債務者　馬場叶希也
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７８号
新潟市東区物見山１丁目14番28号、前住所新潟市東区藤見町１丁目18番２－34号
債務者　斎藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８２号
新潟市東区上木戸５丁目24番２号
債務者　安永　貴一
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８４号
新潟市西区小針５丁目13番11号　グリーンハイム205号
債務者　小柳　幸男
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９３号
新潟市東区上木戸１丁目18番３号　シャトー牡丹山Ⅱ208号、前住所新潟市中央区神道寺南２丁目７番11号　ハイツ代々木201号
債務者　滝澤　　修
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９６号
新潟市西区西小針台１丁目１番18号　センチュリー勝301号
債務者　川島　李菜
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号
山梨県中央市西花輪3440番地１　レジデンス紫園Ａ－５
債務者　欲賀　　恵
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係